平成２３年（フ）第７３号
京都府福知山市かしの木台２丁目34番地の４
債務者　大槻　俊幸
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
佐賀県佐賀市八戸１丁目４番19号
債務者　深川　勝之
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３８号
埼玉県蓮田市大字根金373番地２　インビリッジ202号、申立時の住所埼玉県蓮田市大字井沼739番地２
債務者　成田　由香（旧姓高田・原島）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９４号
埼玉県桶川市大字倉田766番地
債務者　関口　知宏
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０８号
さいたま市見沼区大字南中野225番地10
債務者　クラッチェリー美弥
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３５号
さいたま市中央区上落合７丁目７番１―304号
債務者　山田　晴美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１４号
埼玉県戸田市下前１丁目10番２―1108号
債務者　町田　里果（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８５０号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目３番地２　ＮＫマンション205、前住所埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目８番14号　バスケットハウス203
債務者　北地　沢子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７５号
埼玉県狭山市大字北入曽158番地の３
債務者　西片　雅治
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８９４号
埼玉県日高市大字高萩2629番地16、前住所埼玉県日高市大字高萩721番地３
債務者　新井市太郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９０４号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井847番地64　メゾン・ヴェール201号、前住所埼玉県富士見市大字鶴馬2606番地２　スカイハイツ長根401
債務者　水上エマダカロスこと　ダカロス　エマ　エスタシオン
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９１８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区33棟402号
債務者　杉本十七子（旧姓水頭）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３８０号
大阪市西淀川区佃３丁目７番24号
債務者　中元　光義
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５７９号
大阪市城東区野江１丁目16番25号
債務者　吉長サカヱ
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６０１号
大阪府東大阪市森河内西２丁目32番33号
債務者　甚平寿司こと　須崎　斌弘
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１１号
大阪府枚方市出口１丁目４番10号
債務者　中村　嘉典
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６１２号
大阪府枚方市出口１丁目４番10号
債務者　中村　大門
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部